

マイナンバーはじまります

マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うためのしくみです。マイナンバー制度の実施によって以下のメリットがあります。

◎マイナンバー制度3つのメリット

<p>国民の利便性の向上</p> <p>1 面倒な手続きが簡単に</p>	<p>行政の効率化</p> <p>2 手続きが正確で早くなる</p>	<p>公平・公正な社会の実現</p> <p>3 給付金などの不正受給の防止</p>
---	---	--

※ 通知カードとは

みなさまに付番された12桁の番号が記載されたカードです。通知カードは世帯ごとにまとめて簡易書留で郵送されます。マイナンバーを確認する際に必要なカードとなりますので、失くさないように大事に保管する必要があります。

通知カード

個人番号 ○○○○…○○○

生年月日 ○○年○月△日

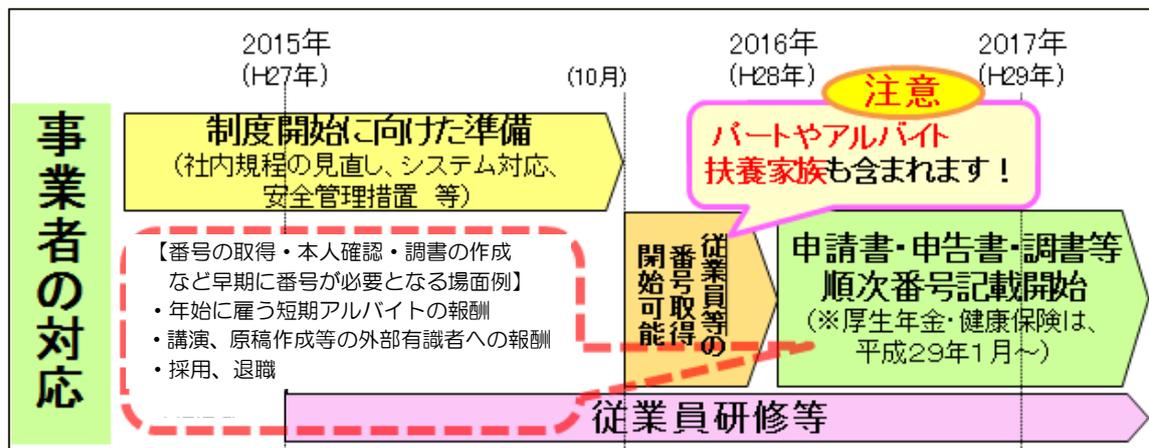
性別 女

氏名/通称 ZHANG YULIAN/山田 花子

住所 △県○市○町1-1-1

マイナンバー制度の導入準備は進んでいますか？

平成27年10月5日から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。マイナンバーは、民間事業者のみなさまは、番号法で定められた事務のうち税と社会保険の手続きでマイナンバーを使うこととなります。マイナンバーの導入に伴い、民間事業者においても早めの検討・準備が必要となります。



マイナンバーはこんなときに使います



ポイント

- 従業員やその家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出が必要です。
- 個人事業主であっても従業員（パート、アルバイトを含む）を雇用していればマイナンバーの取得・保管が必要となります。
- 税の手続では謝金の源泉徴収票などの調書の提出のため、従業員以外の外部の方のマイナンバー（又は法人番号）も取り扱う場合があります。

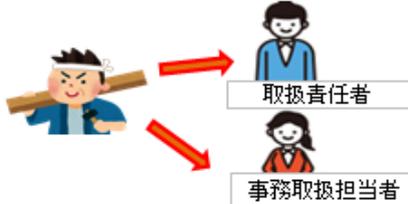
マイナンバーの安全管理を徹底させましょう

マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために事前の準備が必要となります。

【対策の例】

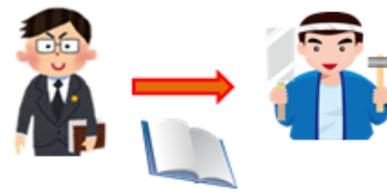
● 担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように担当者を明確にする必要があります。



● 適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など従業員への教育も必要です。



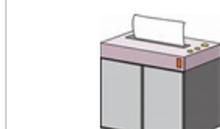
早めの準備が大事ね



● 担当者以外からむやみに覗き見されない工夫が必要になります。

【対策の例】

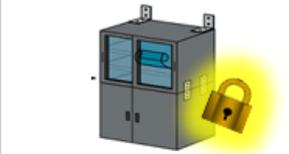
シュレッダーなどプライバシーに配慮して廃棄できる機器の準備



ウイルス対策ソフトやアクセスパスワードの設定



カギ付きの保管用棚を用意



取扱担当者を決め他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



■マイナンバー制度のお問い合わせは

総務省マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（日本語）

0120-0178-26（外国語）

【受付時間】 平日 9:30~20:00 土・日曜・祝日 9:30~17:30 *年未年始を除く